

## ○少年指導委員制度の運営に関する規程

昭和60年3月30日  
県公安委員会規程第3号

少年指導委員制度の運営に関する規程を次のように定める。

少年指導委員制度の運営に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、少年指導委員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動区域及び配置人員）

第2条 規則第2条第1項に規定する活動区域（以下「活動区域」という。）は、当該少年指導委員の住所地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）の管轄区域とし、活動区域に配置する少年指導委員の数は、別表のとおりとする。

（委嘱手続等）

第3条 管轄警察署の署長（以下「管轄署長」という。）は、法第38条第1項に定める要件を具備し、少年指導委員として委嘱することが適任と認められる者を、少年指導委員委嘱上申書（様式第1号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

2 本部長は、前項の規定により上申された者について審査を行い、意見を付して公安委員会に報告するものとする。

3 法第38条第1項の規定により少年指導委員を委嘱するときは、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

（周知措置）

第4条 本部長は、少年指導委員の委嘱に関し公安委員会の決定があつたときは、管轄署長に通知するものとする。

2 少年指導委員が委嘱された管轄署長は、その存在を地域住民に周知させるものとする。

（再任）

第5条 前2条の規定は、少年指導委員を再任しようとする場合について準用する。

（身分証明書）

第6条 少年指導委員は、法第38条第2項に規定する活動を行うときは、少年指導委員証（様式第3号）を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（研修）

第7条 本部長は、規則第7条第1項に規定する少年指導委員研修を行うものとする。

（活動記録）

第8条 警察署長は、管内の少年指導委員と緊密に連携するとともに、当該少年指導委員の活動を、少年指導委員活動記録簿（様式第4号）に記録しておくものとする。

（報告）

第9条 管轄署長は、少年指導委員が職務遂行中に事故に遭つたときは、直ちに本部長に報告しなければならない。少年指導委員の活動について、関係者から苦情等があつた場合も同様とする。

（解嘱に係る上申）

第10条 管轄署長は、少年指導委員が法第38条第6項各号の一に該当すると認められるときは、少年指導委員解嘱上申書（様式第5号）により、本部長に上申するものとする。

（弁明の機会の付与等）

第11条 本部長は、前条の規定により上申された者について審査を行い、解嘱に相当すると認めたときは、

公安委員会に報告のうえ、規則第8条の規定により弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する弁明の機会の付与は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）及び聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規程（平成6年長野県公安委員会規程第5号）に定める手続に準じて行うものとする。

（立入りに係る指示等）

第12条 管轄署長は、立入り指示書（様式第6号）により、規則第9条第1項各号に規定する立入りに係る指示をするものとする。

- 2 少年指導委員は、前項の指示に従って立入りを行うときは、当該立入り指示書を携帯するものとする。
- 3 少年指導委員は、規則第9条第2項各号に規定する立入りに係る報告をするときは、立入り実施結果報告書（様式第7号）により、管轄署長に行うものとする。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、少年指導委員の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日県公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月17日県公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月24日県公安委員会規程第7号）

この規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月12日県公安委員会規程第6号）

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日県公安委員会規程第8号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表の木曾地区の項の改正規定は平成17年11月1日から、別表の大町地区の項の改正規定は平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年2月23日県公安委員会規程第1号）

この規程中第3条少年指導委員制度の運営に関する規程別表の上田地区の項、菅平地区の項及び丸子地区の項の改正規定は平成18年3月6日から、その他の改正規定は平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年4月24日県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附 則（平成22年3月19日県公安委員会規程第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。